

国民健康保険税納税通知書（本算定賦課）の見方

★本算定賦課とは

💡 毎年7月に前年中の所得をもとに計算した国民健康保険税本算定通知書を送付します。

7月から翌年3月（第4～12期）までに支払う保険税は、確定年税額から暫定賦課額の合計を差し引き、期別に振り分けた納税通知書を送付します。

★国民健康保険税納税通知書（本算定賦課）の見方

1 ページ目

「どなたの」「何年度分の」保険税かを確認できます。

例) 世帯主：松島 太郎
妻：松島 花子

◆納付書の方

1 令和 年度 国民健康保険税納税通知書（本算定賦課）

3 令和●年●月●日

2 【宛名の記載例】
例1：松島 太郎 様 世帯主名が記載されます。世帯主が国保に加入していない場合でも世帯主名で届きます。
例2：松島 花子 様 送付先を設定している場合は送付先宛名の下に「●●様分（世帯主名）」と表示されます。
(松島 太郎 様分)

松島 町長印

のとおりに賦課決定しましたので、記納期限までに納めてください。

| | |
|------|--------|
| | 通知書番号 |
| 国保番号 | 主基本コード |

※この納税通知書は、「世帯主あて」となり「世帯単位の課税」となります。

◆口座振替の方

令和 年度 国民健康保険税納税通知書(本算定賦課)

令和●年●月●日

口座振替用

宛名

宮城県松島町長

松島町長印

次のとおり賦課決定しました。
ご指定の口座から別記納期限の日に振替させていただきます。

| | | |
|--------|-------|------|
| 通知書番号 | 口座種別 | 振替方法 |
| 国保番号 | 口座番号 | |
| 主基本コード | 金融機関名 | |

※この納税通知書は、「世帯主あて」となり「世帯単位の課税」となります。

◆特別徴収者の方

令和 年度 国民健康保険税特別徴収納税通知書

令和●年●月●日

特別徴収者用

宛名

宮城県松島町長

松島町長印

次のとおり賦課決定しましたので特別徴収させていただきます。

| | |
|--------|------------------|
| 通知書番号 | 特別徴収義務者 |
| 国保番号 | 特別徴収対象年金給付の種類及び額 |
| 主基本コード | |

※この納税通知書は、「世帯主あて」となり「世帯単位の課税」となります。

💡各項目の解説

| | | |
|---|--------|---|
| 1 | 課税年度 | 課税した年度を確認できます。 |
| 2 | 納税義務者欄 | 納税義務者（世帯主）宛に通知します。世帯主の方が国保に加入していない場合であっても、世帯の中に被保険者がいる場合は世帯主の方が納税義務者となります。 なお、送付先を設定している場合は、送付先設定者の名前の下に世帯主名が記載されます。 |
| 3 | 通知発送日 | 納税通知書の発送日を記載しています。 |
| 4 | 口座振替者用 | 口座振替対象者の方には、「口座振替用」と記載されます。 |
| 5 | 振替口座 | 金融機関で申し込みした振替口座の情報が記載されます。 |
| 6 | 特別徴収者用 | 年金から引き落としされる方は「特別徴収者用」と記載されます。 |

2ページ目

加入している被保険者をもとに算出した所得割額・均等割額・平等割額の算出過程を確認できます。

例) 世帯主：松島 太郎 （69歳、総所得金額等90万円）
妻：松島 花子 （7月に65歳となる、総所得金額等0円）

| 通知書番号 | 納税義務者氏名 | | 9 | 10 | | | | | |
|-------|-----------|----------|--------|--------|---------------|--------------|--------|----------------|--------|
| 世帯区分 | 所得割基礎額 | ①所得割額 | 被保険者数入 | ②均等割額 | ③平等割額 | ④小計 ①+②+③ | | | |
| 医療分 | 7 470,000 | 8 31,020 | 2 | 36,000 | 13,800 | 80,820 | | | |
| 後期分 | 470,000 | 11,280 | 2 | 13,200 | 5,200 | 29,680 | | | |
| 介護分 | 0 | 0 | 1 | 1,875 | 1,000 | 2,875 | | | |
| 軽減区分 | ⑤軽減額 | | | ⑥限度超過額 | ⑦年税額 ④-⑤-⑥ | ⑧特定減額額 | ⑨減免額 | ⑩税額合計 ⑦-⑧-⑨ | |
| 医療分 | 5割 | 0 | 18,000 | 6,900 | 0 | 55,900 | 14,400 | 13 0 | 41,500 |
| 後期分 | | 0 | 6,600 | 2,600 | 0 | 20,400 | 5,100 | 0 | 15,300 |
| 介護分 | | 0 | 937 | 500 | 0 | 1,400 | 1,200 | 0 | 200 |
| | | | 11 | 年税額合計 | 77,700 | 12 | 13 | 57,000 | 14 |

💡各項目の解説

| | | |
|----|--------|---|
| 7 | 所得割基礎額 | <p>被保険者それぞれの所得において、「総所得金額等－基礎控除（43万円）」を計算し、世帯で合計した金額が算定基礎額となります。</p> <p>例）太郎：900,000－430,000＝470,000円 花子：所得0円 合計 470,000円</p> |
| 8 | 所得割額 | <p>所得割基礎額に所得割率をかけた金額です。</p> <p>※所得割率については、納税通知書の4ページに記載しています。</p> <p>例：（医療分）470,000円×6.6％＝31,020 （後期分）470,000円×2.4％＝11,280 （介護分）0円</p> <p>※介護分について、40歳以上64歳までの被保険者の方で所得割基礎額がある方は該当します。</p> |
| 9 | 均等割額 | <p>世帯の国保加入者の人数によって税額が変わります。</p> <p>※均等割額については、4ページに記載しています。</p> <p>例：（医療分）18,000円×2人＝36,000 （後期分）6,600円×2人＝13,200 （介護分）7,500円×1人×3/12月＝1,875</p> <p>※例で示している世帯は妻が7月に65歳になり、4月～6月の3ヶ月分を介護分として計算するため、3/12で税額を計算します。</p> |
| 10 | 平等割額 | <p>1世帯あたりに必ずかかる税額です。</p> <p>※平等割額については、4ページに記載しています。</p> <p>例：（医療分）13,800円（1世帯） （後期分）5,200円（1世帯） （介護分）4,000円×3/12月＝1,000</p> <p>※例で示している世帯は妻が7月に65歳になり、4月～6月の3ヶ月分を介護分として計算するため、3/12で税額を計算します。</p> |
| 11 | 軽減額 | <p>一定の所得金額以下の世帯に対する軽減制度に該当した場合、均等割額、平等割額の合計額から差し引かれる金額です。</p> <p>※軽減額については、4ページに記載しています。</p> <p>例：均等割額（5割軽減） （医療分）9,000円×2人＝18,000円 （後期分）3,300円×2人＝6,600円 （介護分）3,750円×3/12月＝937円 平等割額（5割軽減） （医療分）6,900円（1世帯） （後期分）2,600円（1世帯） （介護分）2,000円×3/12月＝500</p> |

| | | |
|----|-------------|--|
| | | ※例で示している世帯は妻が7月に65歳になり、4月～6月の3ヶ月分を介護分として計算するため、3/12で税額を計算します。 |
| 12 | 年税額 | 医療分、後期分、介護分においてそれぞれ「所得割額+均等割額+平等割額）－ 軽減額」で求めた合計額が年税額となります。 例：（医療分）80,820円-18,000円-6,900円=55,900円 （後期分）29,680円- 6,600円-2,600円=20,400円 （介護分） 2,875円 - 937円 - 500円 = 1,400円 合計額 77,700円 |
| 13 | 暫定賦課額 | 暫定賦課として第1～3期で課税されている金額となります。 合計額 20,700円 |
| 14 | 4期以降に納付すべき額 | 12の年税額から13の暫定賦課額を差し引いた金額が4期以降に納付すべき額の合計となります。 例：（医療分） 55,900円 -14,400円 = 41,500円 （後期分） 20,400円 - 5,100円 = 15,300円 （介護分） 1,400円 - 1,200円 = 200円 合計額 57,000円 |

※端数を調整しています。

3ページ目

期別ごとの税額を記載しています。

◆普通徴収の場合

| 令和 年度 国民健康保険税 納期別明細書 | | | | | | | |
|----------------------|---------|-----------------|------|----------|-----|--------|----|
| 通知書番号 | | | | 特別徴収 | | 特別徴収合計 | |
| 納税義務者氏名 | | | | 4月 | 税額 | 10月 | 税額 |
| 特別徴収義務者 | | | | 6月 | 税額 | 12月 | 税額 |
| 特別徴収年金種別 | | | | 8月 | 税額 | 2月 | 税額 |
| 期別 | 税額 | 納期限 | 期別 | 税額 | 納期限 | | |
| 第1期 | 6,900 円 | 15 暫定賦課額 | 第7期 | 6,300 円 | | | |
| 第2期 | 6,900 円 | | 第8期 | 6,300 円 | | | |
| 第3期 | 6,900 円 | | 第9期 | 6,300 円 | | | |
| 第4期 | 6,600 円 | 16 7月以降の納付金額 | 第10期 | 6,300 円 | | | |
| 第5期 | 6,300 円 | | 第11期 | 6,300 円 | | | |
| 第6期 | 6,300 円 | | 第12期 | 6,300 円 | | | |
| 普通徴収合計 | | | | 77,700 円 | | | |

※1期～3期(暫定賦課)については、すでに納税通知書は送付済です。

◆特別徴収の場合

| 令和 年度 国民健康保険税 年金支払月別明細書 | | | | |
|-------------------------|------------------------|------------|----------------|-------------|
| 通知書番号 | | 納税義務者住所・氏名 | | |
| 本年度賦課額 | | 翌年度暫定賦課額 | | |
| 年金支払月等 | 税額 | 年金支払月 | 税額 | |
| 令和●年4月(仮) | 17 仮徴収額 6,900 円 | 令和●年4月 | 19 19,000 円 | 翌年度 仮徴収額 |
| 令和●年6月(仮) | | | | |
| 令和●年8月(仮) | | | | |
| 令和●年10月 | 18 本徴収額 19,000 円 | 令和●年6月 | 19,000 円 | |
| 令和●年12月 | | 令和●年8月 | 19,000 円 | |
| 令和●年2月 | | | | |
| 合計 | 77,700 円 | 合計 | 57,000 円 | |

◆普通徴収・特別徴収の併徴者の場合

普通徴収の納税通知書に7期以降の記載がなく、右上の特別徴収の徴収月が10月から記載されている場合は、普通徴収から特別徴収へと切り替わりますのでご注意ください。

<普通徴収>

| 令和 年度 国民健康保険税 納期別明細書 | | | | | | |
|----------------------|---------|----------------|--------|----------|----------|-----|
| 通知書番号 | | 特別徴収月 | | 税 額 | | 徴収月 |
| | | 4 月 | 0 円 | 10 月 | 9,500 円 | 21 |
| 納税義務者氏名 | | 6 月 | 0 円 | 12 月 | 9,500 円 | |
| 特別徴収義務者 | | 8 月 | 0 円 | 2 月 | 9,500 円 | |
| 特別徴収年金種別 | | 取 | 特別徴収合計 | | 28,500 円 | |
| 期 別 | 税 額 | 納 期 限 | 期 別 | 税 額 | 納 期 限 | |
| 第1期 | 6,900 円 | 15 暫定賦課額 | 第7期 | 0 円 | | |
| 第2期 | 6,900 円 | | 第8期 | 0 円 | | |
| 第3期 | 6,900 円 | | 第9期 | 0 円 | | |
| 第4期 | 9,500 円 | 7 月以降の 納付金額 | 第10期 | 0 円 | | |
| 第5期 | 9,500 円 | | 第11期 | 0 円 | | |
| 第6期 | 9,500 円 | | 第12期 | 0 円 | | |
| 普通徴収合計 | | | 20 | 49,200 円 | | |

※1期～3期（暫定賦課）については、すでに納税通知書は送付済です。

<特別徴収>

| 令和 年度 国民健康保険税 年金支払月別明細書 | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 通知書番号 | | 納 税 義 務 者 住 所 ・ 氏 名 | |
| 本年度賦課額 | | 翌年度 暫定賦課額 | |
| 年金支払月等 | 税 額 | 年金支払月 | 税 額 |
| 普通徴収分賦課額 | 20 49,200 円 同額記載 | | 19 |
| 令和●年10月 | 18 本徴収額 | 令和●年4月 | 9,500 円 翌年度 仮徴収額 |
| 令和●年12月 | | 令和●年6月 | |
| 令和●年2月 | | 令和●年8月 | |
| 合 計 | 28,500 円 | 合 計 | 28,500 円 |

🔍各項目の解説

| | | |
|----|-----------|---|
| 15 | 暫定賦課額 | 暫定賦課額がある場合、第1～3期に記載しています。 |
| 16 | 7月以降の納付金額 | 7月以降の各期別の税額を記載しています。14に記載した金額を第4～12期の9回で割り、端数が出た場合は第4期の金額に含めた税額で納付することになります。 例 57,000円÷9回=6,333→第5～12期 6,300円 57,000円-6,300円×8回=6,600円 第4期 6,600円、第5～12期 6,300円 合計 57,000円 |
| 17 | 仮徴収額 | 4月～8月に仮徴収する年金特徴額を記載しています。 |
| 18 | 本徴収額 | 10月～翌年2月に本徴収する年金特徴額を記載しています。 |
| 19 | 翌年度仮徴収額 | 翌年度の4月～8月に年金特徴となる仮徴収額を記載しています。 |
| 20 | 普通徴収額 | 併徴者の場合、普通徴収の納付額を記載しています。 |
| 21 | 特別徴収額 | 併徴者の場合、10月以降の特別徴収の納付額を記載しています。併徴者の場合18と21は同額になります。 |

4ページ目

国民健康保険税を計算するにあたって、算定基礎となる税率及び軽減額を記載しています。

◆算定基礎表

・所得割率…被保険者の前年中の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を控除した後の額に掛ける按分率です。
 ・均等割額…被保険者一人当たりの額です。
 ・平等割額…世帯当たりの額です。
 ・平等割額「特定(継続)世帯」…75歳になる方が同保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、被保険者が一人となった世帯(特定(継続)世帯)について額和倍率が適用された額です。介護分には、制度上、額和倍率は適用されません。

| 按分率 | 法 | 率 | 後 | 期 | 介 | 護 |
|----------|---|---|---|---|---|---|
| 所得割率 | | % | | % | | % |
| 均等割額 | | 円 | | 円 | | 円 |
| 平等割額 | | 円 | | 円 | | 円 |
| 特定(継続)世帯 | | 円 | | 円 | | 円 |
| 割軽減均等割額 | | | | | | 円 |
| 割軽減平等割額 | | | | | | 円 |
| 特定(継続)世帯 | | | | | | 円 |
| 割軽減均等割額 | | | | | | 円 |
| 割軽減平等割額 | | | | | | 円 |
| 特定(継続)世帯 | | | | | | 円 |
| 割軽減均等割額 | | | | | | 円 |
| 割軽減平等割額 | | | | | | 円 |
| 特定(継続)世帯 | | | | | | 円 |
| 賦課率 | | | | | | 円 |

算定に使用する税率・税額を記載

- ・7割、5割、2割、軽減均等割額…所得が基準額よりも少ない場合に軽減される均等割の額です。軽減の区分(7割、5割、2割)によって、額が異なります。軽減の区分は、所得に応じて世帯毎に異なります。
- ・7割、5割、2割、軽減平等割額…所得が基準額よりも少ない場合に軽減される平等割の額です。軽減の区分(7割、5割、2割)によって、額が異なります。軽減の区分は、所得に応じて世帯毎に異なります。
- ・7割、5割、2割、軽減平等割額「特定(継続)世帯」…平等割額の額和倍率が適用された世帯(特定(継続)世帯)が軽減に該当した場合に軽減される平等割の額です。
- ・賦課限度額…保険税算定の計算上、この金額を超えてもこれ以上は賦課されない金額です。

◆低所得者に対する軽減について

世帯の軽減判定所得が下表に該当する場合は、保険税の均等割額・平等割額が軽減されます。軽減が適用になるかどうか判断するためには所得の申告が必要になります。

参考（令和6年度）

| 軽減割合 | 前年の総所得金額が下記の金額以下の世帯 |
|------|--|
| 7割軽減 | 基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数 ^{（※1）} －1） |
| 5割軽減 | 基礎控除額（43万円）+29.5万円×被保険者数 ^{（※2）} +10万円×（給与所得者等の数 ^{（※1）} －1） |
| 2割軽減 | 基礎控除額（43万円）+54.5万円×被保険者数 ^{（※2）} +10万円×（給与所得者等の数 ^{（※1）} －1） |

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、又は公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）の合計数。

※2 同一世帯に所属し国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含む。

◆軽減の判定について

- 軽減の判定は賦課期日（4月1日現在、新規加入時及び世帯主変更時等）により判定します。
- 国保に加入していない擬制世帯主の所得も含まれます。
- 国保世帯内に所得申告をされていない方がいると軽減判定ができません。
- 65歳以上の方で年金所得がある場合、当該所得から15万円を限度に控除した額で判定します。
- 事業主の方は青色専従者給与額、事業専従者控除を必要経費として控除せず判定します。また、専従者が事業主から支払を受けた給与（専従者給与）は軽減判定所得に含みません。

5 ページ目

「どなたが」「何ヶ月加入」して、「個人ごとの課税額がいくらか」を確認できます。

| 令和 年度 国民健康保険税個人別課税明細書 | | | | | | | (単位:円) |
|-----------------------|-------------|------------|-----------|--------------------|-----------|------------|--------|
| 氏名 | 月数 | 所得割基礎額 | 所得割額 | 均等割額 | 個人算出額 | | |
| (例) 21 松島 太郎 | 22 (医療分) 12 | 23 470,000 | 24 31,020 | 25 18,000 | 27 49,020 | | |
| | (後期分) 12 | 470,000 | 11,280 | 6,600 | 17,880 | | |
| 松島 花子 | (医療分) 12 | 0 | 0 | 18,000 | 18,000 | | |
| | (後期分) 12 | 0 | 0 | 6,600 | 6,600 | | |
| | (介護分) 3 | 0 | 0 | 1,875 | 1,875 | | |
| | | | | 世帯計 | | 93,375 円 | |
| | | | | ※軽減世帯の場合、軽減前の金額となる | | ※平等割額は含まない | |

※平等割額(一世帯当たりの額)は含まれておりません。
 ※所得割基礎額に★マークのある方は特例対象被保険者等(非自発的失業者)です。

💡各項目の解説

| | | |
|----|--------|---|
| 21 | 氏名 | 国民健康保険に加入している被保険者名を記載しています。 世帯主が国民健康保険に加入していない場合、世帯主名は記載されません。 |
| 22 | 課税内訳区分 | 医療分・後期分・介護分の額を記載しています。 40歳以上65歳未満の被保険者の場合、介護分も記載されます。 |
| 23 | 加入月数 | 年度内の加入月数が記載されます。介護分について、年度途中で65歳になる方は、65歳になる月の前月までの加入月数で記載されます。 ※年度途中で40歳になる方は、40歳の誕生日の前日が属する月から介護分が賦課されます。この場合は、40歳になるのを待って介護分が増額となるので、誕生月の翌月に増額となった納税通知書を送付します。 |
| 24 | 所得割基礎額 | 7 に記載のとおり。 |
| 25 | 所得割額 | 8 に記載のとおり。 |
| 26 | 均等割額 | 9 に記載のとおり。 |
| 27 | 個人算出額 | 個人ごとの年税額を記載しています (軽減世帯の場合、軽減前の金額で記載しています)。 |

★参考

💡介護分に係る賦課額の考え方

介護分については、40歳以上65歳未満の被保険者が負担するものとなっています。

【年度途中で40歳になる方】

- 40歳の誕生日の前日が属する月から介護分が賦課されます。この場合、40歳になった翌月に介護分が増額となった納税通知書を送付します。

【年度の途中で65歳になる方】

- 65歳の誕生日の前日が属する月の前月まで介護分が賦課されます。この場合、あらかじめその条件で賦課していますので、後日減額となった納税通知書は送付されません。

💡年度途中で75歳になり後期高齢者医療制度に移行する場合の考え方

- 年度途中で75歳になる場合は、お誕生月の前月までの保険税を計算しております。お誕生月以降は後期高齢者医療保険料の支払いとなります。